

日本環境共生学会 学会賞規程

平成 17 年 5 月 27 日	常務理事会制定
平成 17 年 10 月 22 日	常務理事会改正
平成 18 年 3 月 14 日	常務理事会改正
平成 25 年 5 月 25 日	常務理事会改正
平成 25 年 6 月 14 日	常務理事会改正
令和 2 年 2 月 27 日	常務理事会改正

(目的)

第 1 条 この規程は、日本環境共生学会（以下、本学会）定款（以下、定款）第 2 条第五号の規定に基づき、優れた学術的貢献をなした本学会の会員（以下、会員）および広く環境共生活動に顕著なる貢献をなした個人または団体を表彰するための本学会学会賞（以下、学会賞）の内容およびその授賞者選考方法等について定める。

(学会賞の種類)

第 2 条 優れた学術的貢献をなした会員を表彰するため学会賞として以下を定める。

- 一 論文賞
- 二 奨励賞
- 三 著述賞
- 四 優秀発表賞

2 広く環境共生活動に顕著なる貢献をなした個人または団体を表彰するため学会賞として以下を定める。

- 一 環境活動賞
- 二 環境共生功労賞

3 前 2 項に規定する学会賞の受賞者には、賞状を授与する。

4 学会賞は各年度ごとに授賞する。

(環境共生学会賞の内容)

第 3 条 論文賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた研究業績としてその意義や貢献が多大であると判断される研究論文の著者である会員を表彰する。

2 奨励賞は、将来性を十分有すると判断できる環境共生に関する萌芽的論文の著者である会員を表彰する。

3 著述賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた著作、論説、解説、事典の著者である会員を表彰する。

4 優秀発表賞は、定款第 1 4 条に規定する学術大会等の本学会が主催する学術発表の場

において環境共生に関する優れた研究成果を発表した会員を表彰する。

5 環境活動賞は、継続的な活動により環境改善に貢献しているものと判断される学校、企業、団体等を表彰する。

6 環境共生功労賞は、本学会または環境共生学の進歩、発展に著しい貢献をなしたる個人または学校、企業、団体等を表彰する。

(環境共生学会賞特別会計)

第4条 環境共生学会賞授与のための特別会計を定める。

2 前項に規定する特別会計の支出は、本学会の主旨および当該学会賞の主旨に賛同する個人ないし団体による財政的支援によって賄われる他、必要に応じて本学会の一般会計からの補填によって賄われる。

(選考手続き)

第5条 表彰委員会は、当該年度の環境共生学会賞授賞候補者について審議し、選考し、同授賞者原案を議決する。

(選考報告)

第6条 表彰担当常務理事は、表彰委員会が議決した優秀発表賞を除く学会賞授賞者原案を常務理事会に報告する。

2 常務理事会は、前項に規定する報告に基づき優秀発表賞を除く学会賞授賞者を議決する。

(論文賞)

第7条 論文賞授賞にかかわる研究業績は、本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されていることとする。

(奨励賞)

第8条 奨励賞受賞は、次の要件を満たすこととする。

2 奨励賞受賞者は、その授賞のとき満40歳未満であることとする。

3 奨励賞受賞にかかわる研究業績は、次のいずれかひとつとする。

(1) 本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されていることとする。

(2) 奨励賞応募者によって執筆された学位論文もその対象とする。

(著述賞)

第9条 著述賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた著作、論説、解説、事典を対象とすることとする。その出版または公表の形態は、印刷による製本の形態またはCD等の電子媒体であって恒久的なものとする。

(表彰事由)

第10条 学会賞授賞者の選考において審査ないし審議対象となる研究業績等は過去2年度まで遡るものを主とする。

(学会賞の公募)

第11条 学会賞授賞候補者の受付は、次のいずれかの方法による。

2 会員による自薦

3 推薦は次のいずれかの方法による。

- (1) 会員による推薦
- (2) 会長による推薦
- (3) 学術・編集委員会による推薦
- (4) 会員以外による個人の推薦

(世話人)

第 12 条 表彰委員会は、前条の規定に基づき自薦または他薦された学会賞授賞候補者ごとに、当該表彰委員のなかから世話人を選出する。

2 前項に規定する世話人は、当該候補者の研究業績等の表彰事由等の査読等およびそのための事務処理等を担当する。

(事務)

第 13 条 この規程に定めるほか、学会賞授賞候補者の受付、選考および学会賞授賞にかかわる事務は、表彰委員会担当常務理事の指示に従い全て本学会の事務局が執り行う。

(細則)

第 14 条 この規程に定めるほか、学会賞の授賞に必要な手続きなどの細目等については、常務理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第 15 条 この規程は、常務理事会の議を経て改正することができる。

附 則 1

(施行日)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行する。

(授賞開始年度)

第 2 条 学会賞の授賞開始年度および経過措置等については、別に定める。

(旧規程)

第 3 条 本規程の施行に伴い、日本環境共生学会表彰規程（平成 10 年 10 月 15 日常務理事会制定）は、これを廃止する。

附 則 2 規程の改正は、平成 17 年 10 月 22 日から適用する。

附 則 3 規程の改正は、平成 18 年 3 月 14 日から適用する。日本環境共生学会学会賞の授賞開始年度等を定める規程（平成 17 年 5 月 27 日常務理事会制定）は、廃止する。

附 則 4 規程の改正は、平成 25 年 5 月 25 日から適用する。

附 則 5 規程の改正は、平成 25 年 6 月 14 日から適用する。

附 則 6 規程の改正は、令和 2 年 2 月 27 日から適用する。